平成２６年（フ）第４６４号
広島市東区尾長西１丁目６番１―202号
債務者　武川智津子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７９号
広島市中区加古町１番３―303号　パールマンション万代橋
債務者　永井　久司
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９１号
広島市西区己斐本町２丁目９番15―301号
債務者　光吉　一起
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１３号
広島市東区戸坂山根２丁目２番35―101号
債務者　大本　千里
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３６号
広島市西区庚午中４丁目４番21―201号
債務者　松岡　隆二
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６３号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目13番12―502号
債務者　牟田　純一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７４号
福岡市中央区大手門１丁目２番９―302号
債務者　高岡　順香
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９１号
福岡県大野城市筒井５丁目４番21号　ステラコンシオン25―103号
債務者　吉住　寛子（旧姓園川）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北８丁目11番６号
債務者　永田　三徳
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１号
大分県別府市鶴見628―１　ホテル山水館内、住民票上の住所大分県宇佐市大字南宇佐768番地の１　並松荘31号
債務者　三代いずみ
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
大分市けやき台３丁目2210番地の８
債務者　丸山　高広
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８２号
大分市大字東院1168番地の３
債務者　玉置　　功
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４３号
山梨県甲府市武田３丁目１番27号　山下アパート101
債務者　新津豊次郎
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割613番地１　メゾンあいばＢ棟２号
債務者　金山　友子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
山梨県南アルプス市中野2654番地
債務者　入倉　　登（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市字国場1136番地２　県営国場市街地住宅205
債務者　新垣　夢高
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６８号
宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦33番地２
債務者　梶田　直美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係